

総務委員会報告資料

令和6年2月27日

報告事項件名	頁
1 「足立区人権施策推進懇談会」の実施（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 指定管理者制度 短期間の指定期間の取り扱いについて・・・・・・・・	4
3 旧鹿浜西小学校用地活用に係る進捗状況について・・・・・・・・	6
4 足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂別冊】（素案）のパブリック コメント実施結果及び足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂別冊】（案） について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5 令和6年度足立区土地開発公社の事業計画及び収支予算について・・・・・・・・	別添

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和6年2月27日

件名	「足立区人権施策推進懇談会」の実施（案）について								
所管部課名	総務部 総務課								
内容	<p>令和4年7月に改定した「足立区人権推進指針」において、人権施策の点検・評価を実施する体制の整備を明記したことに基づき、以下のとおり、改定後初回の「足立区人権施策推進懇談会」を実施する予定である。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) 人権課題への啓発、教育等の取り組みについて、有識者等からアドバイスを受ける。</p> <p>(2) 人権施策の点検・評価の方法等について意見を聞く。</p> <p>2 初回実施時期</p> <p>令和6年度5月予定</p> <p>3 初回テーマ</p> <p>「インターネットにおける人権侵害」</p> <p>〈選定理由〉</p> <p>幅広い年齢層に影響があり、命に関わる事象も発生している。誰もが当事者になり得る身近な問題であり、有効な啓発や教育が必要である。</p> <p>4 メンバー</p> <p>メンバーは概ね8名程度とし、選定するテーマに応じて有識者を変更する。初回メンバーは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 有識者 3名</p> <table border="1" data-bbox="376 1310 1444 1659"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内藤 忍</td> <td>独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員 (人権推進指針改定に関わっていただいた有識者)</td> </tr> <tr> <td>佐藤 佳弘</td> <td>㈱情報文化総合研究所代表取締役、武蔵野大学名誉教授 (インターネットの人権問題に造詣が深い有識者)</td> </tr> <tr> <td>田村 初恵</td> <td>東京都人権啓発センター職員 (広く人権問題に精通している有識者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人権擁護委員 2名 ※区民代表</p> <p>(3) 関係所管の部課長 3名程度</p> <p>5 懇談会の運用について</p> <p>(1) 会議は意見交換を主とした懇談形式とし、総務課が事務局として会議の進行管理を行い、年1～2回実施する。人権侵害事象が発生した場合は、都度実施する。</p> <p>(2) アドバイス・意見は、庁議等を通じて全庁に周知したうえで、事業実施所管と共有し、今後の施策や事業に反映する。</p>	氏名	所属等	内藤 忍	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員 (人権推進指針改定に関わっていただいた有識者)	佐藤 佳弘	㈱情報文化総合研究所代表取締役、武蔵野大学名誉教授 (インターネットの人権問題に造詣が深い有識者)	田村 初恵	東京都人権啓発センター職員 (広く人権問題に精通している有識者)
氏名	所属等								
内藤 忍	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員 (人権推進指針改定に関わっていただいた有識者)								
佐藤 佳弘	㈱情報文化総合研究所代表取締役、武蔵野大学名誉教授 (インターネットの人権問題に造詣が深い有識者)								
田村 初恵	東京都人権啓発センター職員 (広く人権問題に精通している有識者)								

6 問題点・今後の方針

- (1) 人権施策の点検・評価の方法等について、いただいた意見を参考に、着実にPDCAサイクルを回していく体制を検討していく。
- (2) 当懇談会メンバーは、区内で人権侵害事象が発生した際の相談先とし、迅速かつ的確な対応に備える。

総務委員会報告資料

令和6年2月27日

件名	指定管理者制度 短期間の指定期間の取り扱いについて
所管部課名	総務部 特命・調査担当課
内容	<p>指定管理者の指定期間が基本の5年間（保育園は10年）より短い場合の取り扱いについて、今後の方針を整理したため報告する。</p> <p>1 対応方針</p> <p>(1) 原則、公募とする。</p> <p>(2) ただし、特別の事情[*]がある場合、過去の事例（別紙参照）を参考に公募によらず現指定管理者を指定管理者候補者とするものの可否を選定審査会に諮ることとする。</p> <p>※ 特別の事情の主な例</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 大規模修繕 イ 福祉関係施設で継続性の配慮を要する場合 ウ 事業計画の変更によるもの エ 短期間での従事者雇用が困難 等 <p>2 今後の具体的な対応</p> <p>(1) 条例改正の上程</p> <p>各施設の設置条例に「特別の事情があると認めた場合を除き公募する」といった内容を付記するよう、令和6年第2回定例会に向けて、議案提出の準備を進める。</p> <p>(2) 公募によらない場合は、その都度議会等に丁寧な説明を行う。</p> <p>3 指定管理者制度における「指定」行為について</p> <p>(1) 指定管理者の指定は、行政処分であり、そもそも契約ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自治法上の契約に関する規定の適用はないため、何かしら事情があれば公募によらないことも可能。 イ 法律上規定がないので区の裁量的な行為となり、各施設の設置条例の規定で、公募を基本としている。

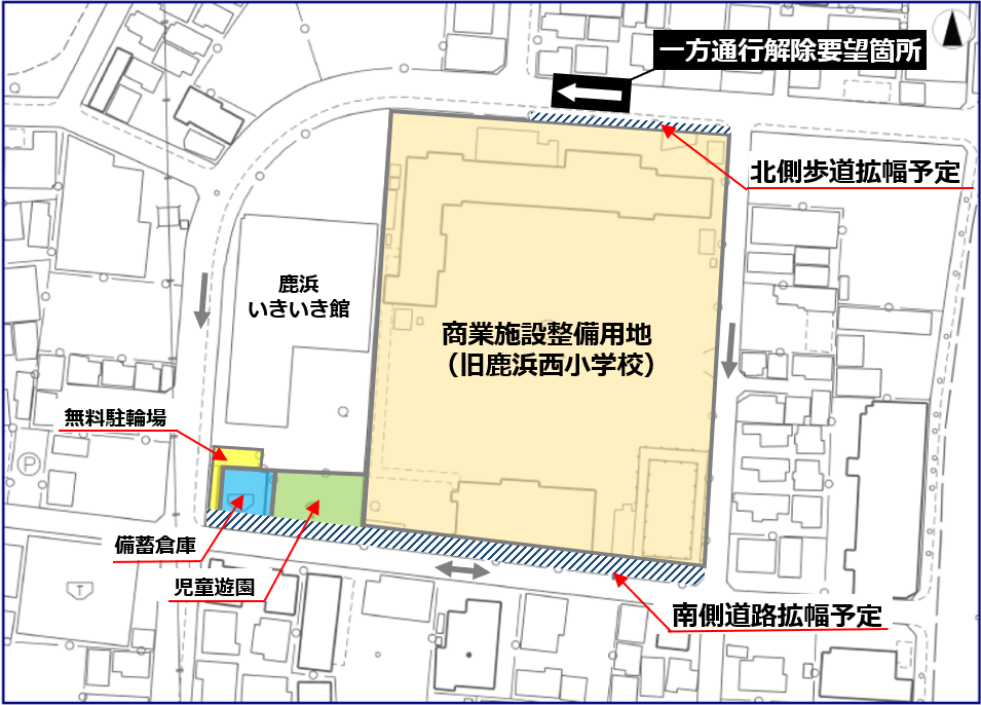
「過去の事例」

時期	施設名	期間短縮の理由	短縮後の期間	規定*	公募・非公募	公募・非公募理由
R元	新田さくら保育園	都営住宅改修予定のため	3年	有	公募	期間短縮するが、引継可能な中期的な指定期間であったため
	地域学習センター	策定中の3分野計画を反映するため	1年	有	非公募	3分野計画を反映し施設目的を効果的に実現させるため
R2	新田おひさま保育園	新田地区保育園再編のため	2年	有	非公募	短期間の指定期間であり、事業者が変更することで区民影響が大きいと判断したため
R3	新田さくら保育園	完全民営化の予定のため	5年	有	公募	期間短縮するが、引継可能な中期的な指定期間であったため
	新田おひさま保育園	一時的な保育需要に対応する施設のため	5年	有	公募	
R4	ギャラクシティ	大規模修繕予定のため	2年	有	非公募	事業者ヒアリングの結果、短期間での従事者確保と初期投資困難により対応が困難であることが判明したため
	梅田図書館	梅田八丁目複合施設への移転予定のため	4年	有	公募	1年間のみの指定期間短縮であったため
R5	鋸南自然の家	大規模修繕予定のため	1年	無	公募	事業者の競争性の確保という議会指摘をうけたため

*規定 各施設の設置条例に「特別の事情があると認めた場合を除き公募する」内容の規定の有無

総務委員会報告資料

令和6年2月27日

<p>件名</p>	<p>旧鹿浜西小学校用地活用に係る進捗状況について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>総務部 資産管理課 資産活用担当課、施設営繕部 西部地区建設課 地域のちから推進部 地域調整課、総合防災対策室 災害対策課 調整担当課、 道路公園整備室 道路整備課、学校運営部 学校施設管理課</p>
<p>内容</p>	<p>1 一方通行解除を求める要望書について</p> <p>令和5年12月26日付で、「旧鹿浜西小学校用地に係る敷地北側道路の一方通行解除を求める要望書」が鹿浜地域の各町会、自治会長の連名で提出されたので報告する。</p> <p>(1) 提出された経緯について</p> <p>小学校周辺の道路は、一方通行規制や道路幅の比較的狭いエリアが多く、現状の交通規制のままでは、商業施設利用者の車両が周辺的生活道路へ進入し、交通事故の危険性が高まることが懸念されている。</p> <p>(2) 要望の内容について</p> <p>地域住民が安全に通行できるよう、警察への働きかけを行い、敷地北側道路の一方通行解除を要望する。また、敷地南側道路についても、安全に配慮した道路整備を要望する。</p> <p>(3) 今後の方針について</p> <p>警察への働きかけを行っていくとともに、一方通行解除に向けた協議及び周辺道路の整備を事業者と共に進めていく。</p> <p>周辺図</p> 

2 施設計画の一部変更について

活用事業者に決定した株式会社サンベルクスホールディングスより、施設計画の一部について変更の申し出があったため報告する。

(1) 土地引き渡し日の変更

技術者の不足及びエスカレーター等の納入時期が遅れた影響により、工事の着工時期が当初の令和6年4月1日から2か月程度遅延することや敷地南側の道路整備に伴い備蓄倉庫を解体するため、令和6年5月末まで計画地の一部を区が使用することを踏まえ、土地引渡し日を変更する。

変更前	→	変更後
令和6年4月1日		<u>令和6年6月1日</u>

(2) 設置するテナントの内容変更

当初予定していたデイサービスについて、同一エリアで既に事業を展開している事業者が複数確認されたため、商圈が重なることもあり、新たな事業者が見つからない状況である。代替のテナントとして、介護予防等のサービスを提供できる医療施設に変更する。

変更前	→	変更後
デイサービス		<u>整形外科等の医療施設</u>

3 今後のスケジュールについて（予定）

令和6年 3月 備蓄倉庫解体工事開始
6月 土地貸付開始、商業施設建設工事開始
令和7年 夏頃 商業施設開設

参考 これまでの経緯

令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者には活用意向を調査
令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催
令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定
令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施

	令和4年 8月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
	令和5年 2月 (株)サンベルクスホールディングスを鹿浜西小学校用地活用事業者に決定
	令和5年 6月 旧鹿浜西小学校用地の活用事業者説明会開催
	令和5年12月 商業施設の整備・運営に関する基本協定書締結 鹿浜地域より旧鹿浜西小学校用地に係る敷地北側道路の一方通行解除を求める要望書提出

総務委員会報告資料

令和6年2月27日

件名	足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂別冊】(素案)のパブリックコメント実施結果及び足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂別冊】(案)について																						
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課																						
内容	<p>令和6年1月18日に開催した足立区公共施設マネジメント推進委員会^{※1}で、足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂(令和5年度改訂)別冊】(案)を取りまとめたので、報告する。</p> <p>※1 区長を委員長とし、両副区長、教育長、各部長級職員等で構成する庁内会議体。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果</p> <p>(1) 実施期間 令和5年11月27日(月)～令和5年12月27日(水)</p> <p>(2) 提出者数及び提出方法</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア 提出者数</td> <td>1名(3件)</td> </tr> <tr> <td>イ 提出方法</td> <td>区ホームページの意見受付フォーム 1名(3件)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Eメール 0名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>F A X 0名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>郵 送 0名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>窓口への持参 0名</td> </tr> </table> <p>(3) 意見の概要と区の考え方 別紙のとおり(計画に反映したご意見 なし)</p> <p>(4) 区の考え方の公表方法</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア</td> <td>区ホームページへの掲載</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>公共施設マネジメント担当課窓口における閲覧及び配布</td> </tr> </table> <p>2 足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂(令和5年度改訂)別冊】(案)別添資料のとおり</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="text-align: center;">年 月</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年2月下旬</td> <td>総務委員会に報告後、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月下旬</td> <td>足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂(令和5年度改訂)別冊】策定</td> </tr> </tbody> </table>	ア 提出者数	1名(3件)	イ 提出方法	区ホームページの意見受付フォーム 1名(3件)		Eメール 0名		F A X 0名		郵 送 0名		窓口への持参 0名	ア	区ホームページへの掲載	イ	公共施設マネジメント担当課窓口における閲覧及び配布	年 月	内 容	令和6年2月下旬	総務委員会に報告後、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表	3月下旬	足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂(令和5年度改訂)別冊】策定
ア 提出者数	1名(3件)																						
イ 提出方法	区ホームページの意見受付フォーム 1名(3件)																						
	Eメール 0名																						
	F A X 0名																						
	郵 送 0名																						
	窓口への持参 0名																						
ア	区ホームページへの掲載																						
イ	公共施設マネジメント担当課窓口における閲覧及び配布																						
年 月	内 容																						
令和6年2月下旬	総務委員会に報告後、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表																						
3月下旬	足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂(令和5年度改訂)別冊】策定																						

「足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂（令和5年度改訂）別冊】（素案）」
に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施期間

令和5年11月27日（月） から 令和5年12月27日（水）

(2) 意見提出数数・意見件数

ア 意見提出者数・意見件数 1名（3件）

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム 1名（3件）

(イ) Eメール 0名

(ウ) FAX 0名

(エ) 郵送 0名

(オ) 窓口への持参 0名

2 意見の構成

内 容	件 数
第1章 改訂の取組み方針	0
第2章 公共施設等の状況	0
第3章 過去に行った公共施設マネジメントの取組み	0
第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	0
その他	3
合 計	3

寄せられたご意見に対する区の考え方

(足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂（令和5年度改訂）別冊】（素案）

No.	意見の概要	区の考え方
その他		
1	<p>足立区生涯学習センターにあるビデオスタジオおよび編集室の活用及び利用促進について</p> <p>(1) ビデオスタジオ デジタルコンテンツに対応した制作機器を導入し、最新規格の動画制作ができるようになれば、利用機会の向上につながると見込まれる。</p> <p>(2) 編集室 映像編集ではなく音声制作スタジオに変更することが望ましいと考える。室内に防音された仕切りを設け、「アナブース」を新設し、ナレーションなどの録音に適した設備に更新することで、新たな利用層が期待できると見込まれる。</p> <p>(3) 利用料 更新に際して現状の利用料（500 円/H）も改定していないのではないかとと思われる。一般的な市場では音声スタジオは6,000 円/Hから。映像用スタジオはその倍額程度からの料金となっている。設備を更新したうえであれば時間1,000 円程度でも借り手はつくと思われる。</p>	<p>(1) ビデオスタジオ 最新の機器導入による動画制作につきましては、費用対効果等の観点から、現在のところ考えていません。 当該施設は、映像機器を活用した生涯学習活動支援の場として、平成12年の開設当時からご利用いただいております。今後、公共施設として継続の必要性の可否を検討していきます。</p> <p>(2) 編集室 音声制作スタジオへの変更につきましても、費用対効果等の観点から、現在のところ考えていません。 当該施設は、映像機器を活用した生涯学習活動支援の場として、平成12年の開設当時からご利用いただいております。今後、公共施設として継続の必要性の可否を検討していきます。</p> <p>(3) 利用料 今後、公共施設として継続の必要性の可否を検討していくなかで、利用料金についても検討します。</p>